5. 登下校について

　通学には、制服を着用し、生徒証明書を常に携帯する。
交通安全には特に注意する。

1. 登下校時、タクシーや自家用車を利用することを禁止する。特別の事情がある場合は担任に申し出る。
2. 在学中、自動二輪車、原動機付自転車などによる登下校は厳禁とする。なお、自動車、原付自転車、自動二輪車などについて「乗らない、乗せてもらわない、運転免許証を取らない、車を買わない」の「四ない運動」を実践する。
3. 自転車通学を希望する場合は、通学用自転車許可願を提出し、学校の許可を受ける。

   許可の条件は次のとおりとする。

（ア）特殊な改造をした自転車は使用しない。

（イ）防犯登録をする。

（ウ）常に自転車の点検（特にブレーキ、灯火、施錠等）を心がける。施錠はツーロックが好ましい。

（エ）雨天時は、カッパを使用し、傘さし運転は絶対にしない。

（オ）学校指定のステッカーを貼付する。

（カ）各自自転車傷害保険に必ず加入する。

6. 校外生活

1. 外出
   A) 風紀上好ましくない場所、不健全な場所へ入らない。
   B) 他校生、その他一般社会人との交友の際には、特に節度を守る。
2. 旅行
   A) 適切な指導者のいない登山・キャンプ・スキーなどには参加しない。
   B) 学生割引証を必要とする場合は、生徒指導部から学割交付願を受け取り、担任に提出する。
   ※海外旅行を計画する場合は、海外旅行届を提出する。
3. その他
   A) アルバイトは禁止する。やむを得ない理由で必要な場合は、保護者から担任・生徒指導部を通じて校長の許可を受ける。

7. 生活態度

一人の人間として、守るべきことをしっかり理解し、実践することは、明るい環境づくりに欠かせないことである。

1. 先生、来客、生徒相互に挨拶を励行する。
2. 言葉遣いに留意し、高校生としての品位を保つよう心がける。
3. 持ち物については、記名する。
4. 校内をよごさないようにすることはいうまでもなく、すすんで清掃美化に励む。
5. 公共物を大事にする。万一あやまって破損した場合には、直ちに担任及び生徒指導部に申し出る。
6. 校内外での印刷物の掲示・配布・集会などについては、事前の許可を必要とする。
7. 飲酒、喫煙、暴力行為など、法に触れることは厳禁とする。
8. 金銭の無断徴集、金品の授受・貸借はしない。
9. 学校生活、学習活動に不必要・不適切な物品は持参しない。